

令和5年度 政務活動費連絡会における検討事項

| 検討事項 | 方向性（案） |
|--------------------------------------|--|
| 1 政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化について | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の改正により、収支報告については、令和6年4月から電磁的記録で提出することが可能となるが、具体的な手続きについては、適切に条例で定めていく必要がある。 ・また、オンライン化については様々な検討課題があるため、政務活動費に係る書類の提出については、本県議会では、会派申し合わせにより、当面、書面で議長に提出することとする。 ・議長提出書類に係る県民等からの閲覧申請のオンライン化については、県民等から議会への他の手続きと歩調を合わせることにする。 |
| 2 その他 | |
| (1) 改選期の年会費等の取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"> ・改選後の分も月割りで充当できる取扱いとし、政務活動費の指針に明記する。 |
| (2) 事務所の事業ゴミに係る処理費の充当について | <ul style="list-style-type: none"> ・事務所から排出される事業ゴミの処理費や政務活動で使った備品の処分代（粗大ゴミ代）について、政務活動費で充当できることを政務活動費の指針に明記する。 |
| (3) 事務所費に係る賃貸借契約書の写しを議長提出書類とすることについて | <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書の議長提出については、現行の事務所台帳の記載事項を拡充することで、透明性を図ることが可能であるため、今年度は事務所台帳の拡充についての方向性を決定するものとし、内容については、来年度の政務活動費連絡会で検討を行う。 |
| (4) 改選期の3月分の支出に係る証拠書類等の事前確認の提示期日について | <ul style="list-style-type: none"> ・改選期の3月支出分について、可能な範囲で議長への事前確認の提示期日を遅らせることとし、具体的な期日は、「別途議長が定める日」とする。 |